

木造建築物耐震診断補助制度

この制度は、木造建築物の耐震性を診断する費用の一部を補助するもので、補強工事や建て替えの必要性について判断します。建築確認書類が保存されていれば、3万円程度で簡易な診断ができます。
なお、補助を受けるには事前に申請が必要となります。

補助対象 ①町民自ら所有し居住する住宅
②昭和56年以前に建築された一戸建て住宅、2世帯住宅または店舗併用住宅
③2階建て以下の住宅
昭和56年6月1日以降に増築されたもの、プレハブ工法及び枠組壁工法のものを除く

補助金額 30,000円以内(限度額)

問合せ 建設課 計画管理係 TEL84-1332

生垣設置奨励補助制度

この制度は、大地震に備え、倒壊の危険性があるブロック塀に代わり、より安全な生垣設置を推奨する制度です。
なお、補助を受けるには事前に申請が必要となります。

補助対象 ①樹木の高さが、ほぼ均一(60cm以上)で、列状に植えたもの
②1m以内に2本以上植え、総延長5m以上のもの
③幅4m以上の道路に接している住宅敷地内であること
(法人が設置するものや、宅地の開発行為に係るものは除く)

補助金額 50,000円以内(限度額)

問合せ 建設課 計画管理係 TEL84-1332

狩猟免許(わな猟免許)取得費用を補助します

有害鳥獣による農作物の被害防止を図るため、わな猟免許の取得に要する経費の一部を補助金として交付します。

対象者 町内に住所を有し、農業に従事されている方

補助内容 免許取得に要する経費(狩猟免許申請手数料、準備講習会受講者負担金)の1/2の額を補助

手続方法 補助金交付申請書に、狩猟免許試験受験票、領収書、準備講習会受講票の写しを添付し、試験日より1カ月以内に申請してください。

試験期日 第2回 8月19日(金) (受付期間 7月22日～8月5日)
第3回 9月17日(土) (受付期間 8月24日～9月7日)
※第1回試験は7月20日(水)に終了しました。

試験の申し込み・問合せ
足柄上地域県政総合センター 環境課 TEL83-5111(内線262)

補助金に関する問合せ
環境経済課 環境農林係 TEL83-1228

高齢者のための「しっかり食べよう！健口教室」 ～口腔機能・栄養について～

いつまでもおいしい食事が食べられるように、食べる力と栄養について一緒に学んでみませんか。

内容 歯科医師・歯科衛生士・管理栄養士による講義と実技指導
調理実習・個別相談

日時 8月26日、9月9日・16日、10月7日・21日、11月4日・18日
(全7回) 各13:00～15:00(10月21日のみ9:30～)

対象 65歳以上

申し込み締切 8月22日(月)

申し込み・問合せ 松田町地域包括支援センター TEL83-1191

平成23年度 あしがらグリーンウォーキング ～さわやかな風の吹き抜ける町・山北に水と緑を訪ねて～

日時 10月1日(土) 8:35 山北駅集合 ※小雨決行

内容 山北町(河村城址・洒水の滝等)をのんびりと歩きながら楽しむ植物観察(約7km)

定員 30名

申し込み方法 FAXかはがきで、全員の住所・氏名・電話番号等の連絡先を明記してお申し込みください。(9月5日(月)締切)
※未成年者の方が参加される場合には、その旨ご記入ください。

申し込み・問合せ (財)かながわトラスとみどり財団足柄上地区推進協議会事務局(足柄上地域県政総合センター環境部内)
〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2
TEL83-5111(内線265) FAX82-1494

危険物取扱者試験

日時 11月13日(日) (第3回)

場所 神奈川大学 横浜キャンパス (横浜市神奈川区六角橋3-27-1)

種類 甲種、乙種と丙種

申し込み方法 9月20日(火)～10月11日(火)までに願書を郵送または電子申請にて
※願書は、足柄消防組合消防本部と最寄りの消防署にあります
※電子申請は、9月17日(土)～10月8日(土)

申し込み・問合せ (財)消防試験研究センター神奈川県支部
〒231-0015 横浜市尾上町5-80
TEL045-633-5051 (http://www.shoubo-shiken.or.jp/)

危険物受験準備講習会

日時 10月20日(木) 9:30～17:00

場所 足柄上合同庁舎 2階 大会議室

対象 乙種第4類受験者

定員 50人(先着順、定員になり次第締切)

受講料 9,000円(テキスト代含む)

申し込み受付 8月22日(月)～ ※平日の9:00～16:00(直接申し込み)

申し込み・問合せ 足柄消防組合消防本部予防課(南足柄市怒田40番地1)
TEL74-6663

ASHIGARA Wood-ART 事業 チェンソーアートワークショップ開催！！

チェンソーを使ってアート作品を制作してみませんか。材料には地元産間伐材を使用し、道具は全て貸し出します。彫刻家が丁寧に指導しますので、ぜひご参加ください。

日時・場所
県立21世紀の森(南足柄市内山2870-5) ※全12回で選択制
8月6日(土)、7日(日)、13日(土)、21日(日)、28日(日)
9月4日(日)、17日(土)、24日(土)
10月1日(土)、8日(土)、15日(土)、22日(土)
※ビギナーコースとマスターコースがあります。
ビギナーコース:どの回からも参加できる1回完結型の体験メニュー
マスターコース:本格的にチェンソーアート作品を制作するプログラムで、12回のうち4回以上の参加が必要

定員 ビギナーコース・マスターコース併せて各回最大18名
※20歳以上

費用 無料(安全防具等全て貸出/保険料等当方で負担)

主催 県足柄上地域県政総合センター

申し込み・問合せ NPO法人 ウッドボイス
TEL43-6033 FAX43-6034 HP http://woodvoice.jp

ご存じですか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。
この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

○加入できる事業主:建設業を営む方
○対象となる労働者:建設業の現場で働く人 ○掛金:日額310円

特徴
◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
◎掛金の一部を国が助成します。
◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置のお知らせ
建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆さんに対し、各種手続きの特例措置を実施しています。

建退共から事業主の皆さんへのお願い
・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退する時は、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

問合せ 独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業部 事業推進課 TEL03-5400-4316